

令和5年度

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）

"配分予定額の通知"以降の手引き

【省エネ優先枠 補足版】

2023.06.09

公益社団法人

中央畜産会

JAPAN LIVESTOCK
INDUSTRY ASSOCIATION

Manual of procedures after unveiling





注意事項 1

省エネ優先枠の事業参加申請を行うには、クラスター計画に次の記載があり、その県知事の認定を受けている必要があります。また、そのクラスター計画を窓口団体へ提出して下さい。

「電力使用量又は燃料使用量の削減」について記載された「行動計画」とそれに係る中心的な経営体の取り組み



注意事項 2

省エネ優先枠の事業参加申請書類の作成方法は「一般枠」と基本的に同じですが、一部異なる点があります。詳細はP2を参照して下さい。



省エネ優先枠の事業参加申請書類の作成について

(1) 作成方法

- ・事業参加申請書類の作成方法は一般枠用の『令和5年度"配分予定額の通知"以降の手引き【事業参加申請書作成編】』を参照して下さい

(2) 申請用データ、添付書類について

- ・申請用エクセルデータの作成には省エネ優先枠専用の「【省エネ優先枠用】令和5年度 事業参加申請 電子申請用データ作成ファイル-1.xlsm」を使用して下さい
- ・添付書類の最後に以下の書類を添付して下さい
 - ・要望時に提出したものと同一内容の「省エネ優先枠の成果目標事前確認票」
 - ・バルククーラーを申請する場合は「バルククーラーサイズ確認票」
 - ・コントローラー付き蓄電池を申請する場合は「発電装置確認票」